

第 9 回 J I (共同実施) 監督委員会 報告

地球環境ユニット
主任研究員 武川 昌男

第 9 回 JI 監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee : JISC) 会合が、バリ・ヌサドア (インドネシア) のラグーナホテルを会場として 11 月 26 日 (月) ~ 27 日 (火) に開催された。日本からは、工藤拓毅・(財) 日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括が委員代理として出席した。

今回の会合では、レビュー要請が出されていたブルガリアの水力発電所改修プロジェクトに関する議論が行われ、レビューチームを編成して詳細にレビューを行うこととなった。また、直後に C O P / M O P 会合を控え、JISC の進捗報告の内容確認や、承認を受ける料金改定の内容確認等も行われた。

次回第 10 回会合 (JISC 10) は、非公式協議 (非公開) を含め、2 月 20 日 (水) ~ 22 日 (金) にボン (ドイツ) において開催される予定である。

1. メンバーシップ [アジェンダ 1]

[定足数の確認]

Fatou 議長が議事開始を執り行い、出席者数が規定の定足数¹に達していることを確認した。また、出席している各委員 / 委員代理が、今回の議題と利害関係を有さないことを確認した。(但し、Ms.Stoycheva (ブルガリア) は、本会合で議論されるプロジェクトに関しては利害関係があるとして、プロジェクトについて議論する「アジェンダ 3 (b)」については、自ら席を外すことを宣言した。)

今会合は、Ms. Celmina (ラトビア)、Ms. Crisostomo (マーシャル諸島)、Mr.Schafhausen (ドイツ) の 3 名が欠席。(Ms. Crisostomo と Ms. Celmina の両氏については、欠席のための正当な理由を提出している。)

2. アジェンダの採択 [アジェンダ 2]

JISC は予定されていたアジェンダを原案通り採択した。

3. ワークプラン [アジェンダ 3]

「 3(a) 審査機関 (Independent Entity) について」

JI-AP 議長の Oleg Pluzhnikov 氏より、スライド²に基づき第五次進捗報告書の説明

¹ JI ガイドライン第 14 条参照。

² http://unfccc.meta-fusion.com/kongresse/jisc_09/download/3a_ji_ap_5th_progress_report.pdf

があり、JISC は、報告内容を確認し、その推奨内容を承認した。報告書には審査機関の認定状況、認定手続の修正提案、各種様式の修正、現地審査 (witnessing) スキルアップのための方策、等が盛り込まれている。

主なポイントとしては、

- ・ 立入審査時 (on-site assessment) に「重大な不適合」が発見された場合は、それが是正されない状態で現地審査 (witnessing) を行っても、当該審査機関の審査能力が疑わしい状態が解決されていないままでの現地審査自体、その有効性が疑われることになるため、「重大な不適合」が無かった場合に、現地審査を行う旨を明記すべきであること、
- ・ 立入審査時 (on-site assessment) のクロージングミーティング等で、審査側の JI-AT と、被審査側の審査機関 (Independent Entity) が合意した指摘事項に対して、審査機関が是正措置をとることになるので、既に合意している指摘事項に対して審査機関がコメントをする必要は無い。同じ理由で、審査機関が行った是正措置は既に JI-AT が合意・了承済ものであるので再確認の必要は無い。この二点が、現行の手続文書では整合的でないことから、文書の改訂が必要であること、
- ・ 一次審査 (preliminary assessment report) と本審査 (final assessment report) とは、審査毎に力点を置く場所が違うので、その結果内容も異なってくるということ、
- ・ 審査機関 (Independent Entity) がプロジェクト審査を行っている現場の審査を受ける機会 (Witnessing opportunities) を提供する際に、その現場が恣意的に審査機関に都合の良いものばかりとなってしまうやう、JI-AT のリーダーは、JI-AP と相談することができるようにした方がよいこと、
- ・ (派遣された JI-AT の方法論専門家の専門分野が、プロジェクト案件の分野と合っていないことがあったことを受けて) JI-AP は、現場審査に派遣される JI-AT の方法論専門家が、その専門性を発揮できるプロジェクト分野となるように気をつけなければいけないこと (現実には、登録されている方法論専門家の専門分野には偏りがあり、難しい問題である。)
- ・ 現場審査で、適合のエビデンスとなる文書類のリストを追加すること (逆に言えば、現場審査に当たり、被審査側である審査機関が用意しなければならないもののリスト。)

- ・現場審査の結果報告書作成に当たり、JI-AT は、(指摘事項があれば) 不適合及び観察事項の報告書も合わせて作成し、被審査側である審査機関に提出する方がよいということ、
- ・指摘事項を巡って、JI-AT と審査機関とで合意を見なかった場合は、JI-AP が最終判定をするということ、
- ・再認定の要件として、認証期間中に何件の現場審査を行えばよいかは、JI-AP が「承認」するのではなく、JI-AP が「決定」するということ、
- ・現場審査結果の不服申し立てに関する手続きについては、不服内容について審議するパネルを開設する前に、JI-AT 側に、資格要件の欠落、現場審査時の手続違反等があった場合は、内容云々に先立って、その旨を申し立てることができる様にしたこと(手続的に JI-AT 側に不備がある場合は、内容を審議するまでもなく指摘事項は無効になる。)
- ・不服申し立てに関して、JISC が電子承認で済ますことはできず、申し立てが行われた後の直近の会合で議論すべきだということ、
- ・不服内容について審議するパネルは、その審議結果報告書を、上訴側と、JI-AP 用に用意するということ、 などが挙げられる。

その他、現場審査関連で、現状の文面では曖昧、或いは円滑にいかないものについて改訂を行っている。

議場、Ms. Stoycheva (ブルガリア) からは、「現時点での JI プロセスの重点課題は、JISC 会合よりはむしろ JI-AP で議論されることが多くなっている。従って、要員等の資源配分を JI-AP に傾斜配分してもよいのではないか」との問題提起がなされ、多くの JISC 委員が肯定的な意見を述べる場面があった。

また、JI-AP メンバーの Vijay Mediratta 氏の辞任 (2007 年 11 月 6 日付) を受け、事務局は、JISC からの要請に基づき公募を行い、候補者を募った。JISC は、候補者リストの中から、Edwin Aalders 氏を新メンバーとして選出した。JISC は Aalders 氏に対して、就任に必要な手続きを速やかに行うよう要請した。

なお JI-AP の第 9 回会合は、2008 年 1 月 31 日 ~ 2 月 1 日に行われる予定である。

「3(b) PDD の決定報告書関連」

JISC は、事務局からの報告を受け、2006 年 10 月 26 日に JI プロセスのトラック 2 が開始されてから、98 件の PDD が提出され、2 件の決定報告書が提出・公表され、そのうち 1 件が最終承認されていることを確認した。

また、PDD の決定報告書の作成に当たり、JI プロジェクトの承認を行う各国 DFP (窓口機関) の対応や手続規則制定の現状について、附属書 国 の 30 ヶ国が事務局に対し、窓口となる機関の名を報告し、うち 21 ヶ国が JI プロジェクト承認のための手続規則を提出していることを確認した。

前回会合に於いて、JISC は、事務局に対し、プロジェクト参加者が脱退する際の手続きに関する文案を用意するよう指示し、本会合で議論することとなっていた。JISC は最終決定の段階にあるプロジェクト参加者が脱退する際の手続きについて議論を行い、事務局文案³を採択した。

< 個別プロジェクトに関して >

JI プロセスにおいて、参加国又は JISC メンバーの 3 名が PDD の最終決定に際し、レビュー要請を行った場合は、JISC は、直近に行われる会合においてレビューを行うか行わないか、またその方法について検討しなければならないことになっている。従って、本会合では、提出された PDD を原案通り最終決定承認するか、条件付で最終決定を行うか、より詳細なレビューを行うかどうかを決定しなければならなかった。

レビュー要請が出されていた「0040.ブルガリアの DoIna Arda 水力発電所の改修プロジェクト」については、CDM プロセスで審査機関 (Designated Operational Entity) として認定され、JI プロセスでは現状、「仮の」審査機関 (Independent Entity) として審査を行っている「Det Norske Veritas Certification AS (法人名) 」とプロジェクト参加者から返答としての一次コメントが出されていたが、JISC は、範囲を決めて詳細レビューを行うこととした。

なお、レビューを行うメンバーは JISC メンバーである Mr. Maurits Blanson Henkemans (オランダ) と Mr. Matej Gasperic (スロベニア)、そして登録された外部の専門家 2 名の計 4 名である。

「3(c) 管理計画と原資」

事務局は、SDM (Sustainable Development Mechanisms) プログラムの改革に当たっての事務局長から要請に基づき、JI プロセスの進捗状況を計る指標についての議論の叩

³ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex3.pdf

き台を用意していた。JISC は、議論の結果、Ms. Gaye (議長)・Ms. Stoycheva (ブルガリア)と事務局とで協議を行い、次回会合までに、適切な指標として考えられる候補をリスト化することとした。

また、事務局長による SDM プログラム改革の一環で、JI 事務局チームに一名、管理職を増員することに同意したが、これに伴う管理計画上での経費の増加は行わないこととした。また、2008 年半ばで行う管理計画の見直しの際には、JI プロセスの要員計画を厳しく行う必要があることを確認した。

2008・2009 年の JISC 会合日程案⁴については特段の問題なく承認されている。

また、昨今の財政状況についても議論を行い、次期予算年度への持ち越し額を考慮に入れても、参加国からの早期の寄付が必要であり、2008 年に必要な額は 150 万ドルである⁵ことを確認した。JISC は、今期予算年度に寄付を行った参加国に謝意を表明した。

4. その他 [アジェンダ 4]

「4(a) 他の組織との協働について」

前回会合の結果を受けて、DOE / AE 合同フォーラムは、認定された・或いは認定申請中の審査機関 (Independent Entity) であっても会合に参加できるよう、また、JISC との情報交換の場を正式に設けるべく、規約の改正を行っているところであることを JISC は確認した。

「4(b) その他」

JISC は、「0040. ブルガリアの Dolna Arda 水力発電所の改修プロジェクト」について行うこととなった詳細なレビューについて、その日程等を Mr. Borsting (ノルウェー)・Mr. Sokolov (ロシア)と事務局とで決めるよう要請し、次回会合で議論することとなった。

また、次回会合のアジェンダ案⁶について合意した。

「オブザーバーとの質疑応答」

Q1. (コメントとして) JI プロジェクトを円滑に推し進めていくためにも、JI-AP は審査機関の認定プロセスを迅速にすべきであり、過度に厳格なものとすべきでない。JISC もま

⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex5.pdf

⁵ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex6.pdf

⁶ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex7.pdf

た、承認等に於いて過度に厳格となり、炭素クレジット市場に対して否定的なシグナルを送るべきでない。(IETA)

Q2. 本会合の議論では、資金や要員を、JISC 会合よりは JI-AP 会合に振り向けるべきとしていたが「COP/MOP に対する報告」に盛り込むのか？(日本エネルギー経済研究所)

A2. COP/MOP への報告は一般的なもので、JI プロセス全般での財政窮状を訴えるものである。JI プロセス内での配分には触れない。(議長)

Q3. 本会合で、レビュー要請がかかっていたプロジェクト案件に対して、詳細なレビューの実施を決定したことは残念。詳細なレビューが必要な理由を明らかにすべき。でないと、市場関係者に対し、JI プロセスは煩瑣だ、との誤ったシグナルを送ることになる。

A3. 市場関係者の心配については重々理解している。しかし、当該プロジェクトについては追加姓 (additionality) についてのより詳細な説明が必要で、削減量の算定についてもより正確性が必要と判断した。(JISC 委員)

初めて詳細なレビューを行うこととなったプロジェクト案件であり、今会合で性急な判断をすべきでない。却下 (rejection) を意図したものではなく、詳細なレビューを行った上で、次回会合で判断するとしただけである。(JISC 委員)

JISC は、プロジェクト案件の内容如何に関わらず公正に監督する。(JISC 委員)

5. 閉会 [アジェンダ 5]

今回の会合レポートを採択して、閉会した。

表 1：第 8 回 JI 監督委員会出席者（委員アルファベット順：20 名中 14 名出席）

	委 員	委員代理
附属書 国	Mr. Olle Björk スウェーデン	Mr. Franzjosef Schafhausen ドイツ（欠席）
附属書 国	Mr. Georg Børsting ノルウェー（副議長）	Mr. Darren Goetze カナダ（欠席：8/15 辞任）
非附属書 国	Mr. Jaime Bravo チリ	Mr. Marcos Castro Rodriguez エクアドル
非附属書 国	Mr. Fatou Gaye ガンビア（議長）	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga コンゴ
附属書 国	Mr. Maurits Blanson Henkemans オランダ	Mr. Hiroki Kudo 日本
非附属書 国	Mr. Shailendra Kumar Joshi インド（欠席：5/2 辞任）	Mr. Maosheng Duan
小島開発途上国	Mr. Derrick Oderson バルバドス	Ms. Yumiko Crisostomo マーシャル諸島（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 国	Mr. Oleg Pluzhnikov ロシア	Mr. Evgeny Sokolov ロシア
市場経済へ移行中 の附属書 国	Ms. Daniela Stoycheva ブルガリア	Ms. Astrida Celmina ラトビア（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 国	Mr. Vlad Trusca ルーマニア	Mr. Matej Gasperic スロベニア

（注）各委員 / 委員代理の任期は 3 年（2009 年第 1 回 JISC 会合まで）

但し、 の委員 / 委員代理の任期は 2 年（2008 年第 1 回 JISC 会合まで）

以 上

お問い合わせ先：report@tky.ieej.or.jp